

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に
関する報告を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県監査委員	寺	山	昌	文
埼玉県監査委員	荒	井	伸	夫
埼玉県監査委員	鈴	木		弘
埼玉県監査委員	本	木		茂

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成25年度・平成26年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 62機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南部地域振興センター、東部地域振興センター
総務部	飯能県税事務所、秩父県税事務所
県民生活部	消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
福祉部	秩父福祉事務所、中央児童相談所、川越児童相談所
保健医療部	秩父保健所
産業労働部	産業技術総合センター、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	秩父高原牧場
県土整備部	本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	地域整備事務所、新三郷浄水場
病院局	がんセンター
下水道局	荒川右岸下水道事務所
教育局	南部教育事務所、自然の博物館、大滝げんきプラザ、朝霞高等学校、岩槻北陵高等学校、小鹿野高等学校、川口東高等学校、川越初雁高等学校、幸手桜高等学校、狭山工業高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、日高高等学校、深谷第一高等学校、本庄高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、吉川美南高等学校、和光高等学校、浦和特別支援学校、越谷西特別支援学校、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校
警察本部	新座警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、杉戸警察署

(3) 監査実施日

平成26年8月18日～平成26年10月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	地域整備事務所	平成25年度の幸手中央地区産業団地整備事業における予算執行のうち「電気通信線路移設補償契約」2件（1,205,100円及び69,230,800円）について、完了の確認を完成の通知を受けた日から10日以内に行わなければならないところ、10日を超えた日に行ったことは不適切であった。
教育局	和光高等学校	平成25年度の業務用クリーナー（57,120円）、拡声器（59,850円）について、近接した期日で、それぞれ2回に分割して、同一業者から購入していた。総額が10万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者1者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。